破産手続廃止

平成２２年（フ）第５８３号
埼玉県川越市大字今福2845番地２
破産者　有限会社田代商運
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５８４号
最後の住所埼玉県川越市大字今福2845番地２ホーユウパレス川越508号室
破産者　被相続人亡川嶋政美相続財産
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８９号
青森県弘前市大字末広２丁目２番地５
破産者　株式会社ブックランド王様
１　決定年月日　平成23年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７号
福島県喜多方市字西四ツ谷88番地
破産者　河井電機工業株式会社
１　決定年月日　平成23年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第８００号
栃木県栃木市泉町22番24号
破産者　株式会社栃木機械製作所
１　決定年月日　平成23年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８７１号
埼玉県川口市前川２丁目32番１号
破産者　株式会社栄光ホーム
１　決定年月日　平成23年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
千葉県山武郡九十九里町作田2733番地２
破産者　有限会社東金断熱工業
１　決定年月日　平成23年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第９４９号
東京都江東区古石場２－２－９、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区月島２丁目16番４号
破産者　株式会社白泉堂
１　決定年月日　平成23年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８５号
愛知県豊橋市曙町字測点64番地の３
破産者　有限会社フロアー工販
１　決定年月日　平成23年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２４３１号
京都市伏見区深草谷口町74番地の15
破産者　有限会社樹月
１　決定年月日　平成23年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４０号
北海道千歳市上長都1160番地21
破産者　オリンピア食品株式会社
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０９号
北海道虻田郡倶知安町南１条西２丁目17番地パルファンビル２階
破産者　株式会社フレンド警備
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８５７号
埼玉県川口市大字新堀329―６
破産者　関根　正直
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５４号
東京都東大和市桜が丘４丁目284番地の１
破産者　木村　秋雄
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１５５号
東京都東大和市桜が丘４丁目284番の１
破産者　木村由美子
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７５号
東京都八王子市大和田町１丁目22番12号
破産者　丸尚エンタープライズ株式会社
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７６号
東京都八王子市戸吹町1355番地２
破産者　尾崎　行正
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７号
東京都八王子市戸吹町1355番地２
破産者　尾崎　克予
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２７号
富山市新根塚町２丁目６番地の９
破産者　有限会社フジ
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
長野県中野市大字立ケ花182番地
破産者　有限会社ミスズ産業
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０３号
静岡市葵区本通９丁目21番地の２
破産者　株式会社ハロー・メイト
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２３号
静岡市清水区能島268番地の７
破産者　株式会社あずき庵
１　決定年月日　平成23年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部